

Ⅲ 地域経済の活性化、中小企業や被災地への支援

- 地域経済を支える中小企業の投資の活性化を図る観点から、
- (1) 中小企業投資促進税制について、その適用期限を平成29年3月31日まで3年間延長するとともに、産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までに取得等をした特定機械装置等（機械装置並びに一定の工具、器具備品及びソフトウェア）が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の中小企業者等は10%）の税額控除ができることとする。
 - (2) 生産性向上設備投資促進税制について、中小企業者等に対し、以下の措置を講ずる（再掲）。
 - ① 先端設備について、一定のソフトウェア及びサーバーを対象とする。
 - ② ソフトウェアが組み込まれた機械装置については、10年以内に販売されたもので一代前モデルも含める。
 - ③ 生産ライン等の改善に資する設備に係る投資利益率要件につき、中小企業者等（資本金1億円以下）は5%以上（大法人は15%以上）とする。
 - (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を平成28年3月31日まで2年間延長する。

○中小企業投資促進税制

【現行制度の概要】

中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額（下記⑤は取得価額の75%）の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人のみ。1年繰越可）ができる。

（特定機械装置等）

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具、器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

【改正案】

左記①～③の特定機械装置等が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、以下の特別償却又は税額控除ができる。

資本金	現行	改正案
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3,000万円 以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

復興産業集積区域において機械等を取等した場合の特別償却又は税額控除（案）

○ 復興産業集積区域において機械等を取等した場合の即時償却制度について、適用期限を2年間延長する。

【現行制度の概要】

復興特別区域法の施行日から平成28年3月31日までの間に、指定を受けた法人（注1）が復興産業集積区域において取等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○ 機械又は装置：即時償却又は取等価額の15%の税額控除（注2）

（取等価額の50%の特別償却又は15%の税額控除（注2）（26年4月1日～28年3月31日））

○ 建物：取等価額の25%の特別償却又は8%の税額控除（注2）

（注1）東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

（注2）当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

（注3）復興産業集積区域における法人税の特別控除制度との選択適用。

特別償却

取得等の時期 資産等の区分	～H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H28. 3. 31
機械装置	100%	50%→100%
建物・構築物	25%	

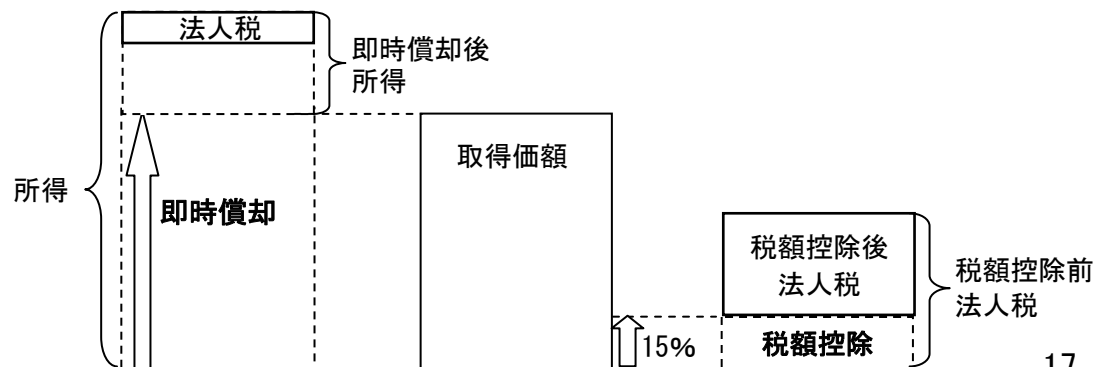
【改正案】即時償却の適用期限を2年間延長

税額控除

取得等の時期 資産等の区分	～H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H28. 3. 31
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

【選択】

○ 適用のイメージ



※ 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

猶予制度の見直し（案）

○ 猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づき、「換価の猶予」をできることとする。

○ 現行の猶予制度について使いやすくするとともに、的確な納付の履行を確保するため、所要の見直しを行う。

（注）平成 27 年 4 月 1 日から適用。

	要件	延滞税	その他	
			現行	➡
納税の猶予 [納税者の申請]	① 災害により相当の損失を受けたとき ② 災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき ③ 事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき ④ 確定申告が遅延した場合等で、一時に納付することができないとき	(①・②の場合) 免除 (③・④の場合) 軽減 (25年は4.3%) (26年は1.9%)	・ 猶予期間は1年以内（延長可。最大2年以内） ・ 新たな督促、滞納処分の禁止 ・ 原則、担保が必要（②～④の場合） (※) 税額50万円以下の場合等は不要	・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 (※) 税額100万円以下・3ヶ月以内の猶予の場合等は不要（注） ・ 分割納付の規定整備 ・ 資産・収入等の資料提出（提出困難な場合を除く。） ・ 不許可事由・取消事由の整備 ・ 申請に係る質問検査の整備
換価の猶予 [税務署長の職権]	次の事実に該当し、納税について誠実な意思を有するとき ① 財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき ② 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて、徴収上有利であるとき	軽減 (25年は4.3%) (26年は1.9%)	・ 猶予期間は1年以内（延長可。最大2年以内） ・ 原則、担保が必要 (※) 税額50万円以下の場合等は不要	・ 同左 ・ 同左 (※) 税額100万円以下・3ヶ月以内の猶予の場合等は不要（注） ・ 分割納付の規定整備（原則、毎月の分割納付） ・ 資産・収入等の資料提出 ・ 不許可事由・取消事由の整備
【新設（案）】 [納税者の申請] {申請期限： 納期限から6ヶ月}	一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき（他に滞納がある場合は除く。）			

（注）所得税、相続税、移転価格税制に係る延納等の担保についても、同様に措置。

税理士制度の見直し（案）

- 税理士制度について、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し見直しを行う。

1. 納税者利便の向上

- 租税教育への取組の推進（税理士会会則の絶対的記載事項化）
- 調査の事前通知の規定の整備

2. 税理士の業務の活性化・人材確保

- 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し
- 税理士試験の受験資格要件の緩和（職歴要件3年以上⇒2年以上）
- 補助税理士制度の見直し

3. 税理士制度の信頼性の向上

- 公認会計士に係る資格付与の見直し（研修の受講）
- 税理士に係る懲戒処分の適正化（税理士業務の停止期間1年⇒2年）
- 懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し

4. その他

- 事務所設置の適正化（税理士会の登録調査権限の明確化）
- 税理士証票の定期的交換
- 電子申告等に係る税理士業務の明確化
- 会費滞納者に対する処分の明確化

IV 税制抜本改革の着実な実施

自動車重量税の見直し（案）

◎エコカー減税の拡充

	初回車検	2回目車検
H27 年度燃費基準 +20%達成	免税	▲50%
H27 年度燃費基準 +10%達成	▲75%	
H27 年度燃費基準達成	▲50%	

（注）上記はガソリン乗用車の例。



	初回車検	2回目車検
H27 年度燃費基準 +20%達成	免税	免税
H27 年度燃費基準 +10%達成	▲75%	
H27 年度燃費基準達成	▲50%	

[H26. 4. 1 以後に新車新規車検を受ける車について適用される。]

◎経年車に対する課税の見直し

	~13 年	13 年超	18 年超
自家用乗用車 [・車検期間 1 年 ・車両重量 0.5 t ごと]	4, 100 円	5, 000 円 ⇒5, 700 円	6, 300 円
自家用バス・ トラック (2.5 t 超) [・車検期間 1 年 ・車両総重量 1 t ごと]			

（注 1）他の車種についても同様の見直しを行う。ただし、営業用車の税率は変更しない。

（注 2）急激な負担増とならないよう、2段階での引上げを行う。（上記のケースでは、H26 年度から 5, 400 円に、H28 年度から 5, 700 円に引き上げる。他の車種についても同様。）

自動車取得税の消費税率8%段階での見直し（案）

1 自動車取得税の税率（平成26年4月～平成27年9月）

区 分	現 行
自家用自動車（軽自動車を除く）	5%
営業用自動車・軽自動車	3%

平成26年4月～
3%
2%

2 エコカー減税適用区分

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">(例) 乗用車</div> <p style="text-align: center;">〔現 行〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象 車</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align: center;">75%軽減</td> </tr> <tr> <td>H27年度燃費基準達成</td> <td style="text-align: center;">50%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	対 象 車	内 容	電気自動車等	非課税	H27年度燃費基準+20%達成	H27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	H27年度燃費基準達成	50%軽減	<p style="text-align: center;">〔H26.4～H27.3〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">80%軽減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	非課税	80%軽減	60%軽減
対 象 車	内 容													
電気自動車等	非課税													
H27年度燃費基準+20%達成														
H27年度燃費基準+10%達成	75%軽減													
H27年度燃費基準達成	50%軽減													
内 容														
非課税														
80%軽減														
60%軽減														

自動車税におけるグリーン化特例の見直し（案）

〔現 行〕

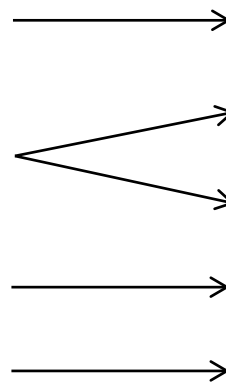
取得期間：H24.4.1～H26.3.31
 軽課年度：H25年度、H26年度（取得の翌年度分のみ）

〔見直し案〕

取得期間：H26.4.1～H28.3.31
 軽課年度：H27年度、H28年度（取得の翌年度分のみ）

【軽課】

対 象 車	内 容
電気自動車等	税率を概ね 50%軽減
H27年度燃費基準+20%達成	
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	税率を概ね 25%軽減



対 象 車	内 容
電気自動車等 (※)	税率を概ね 75%軽減
H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準達成)	
H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準未達成)	税率を概ね 50%軽減
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	廃止

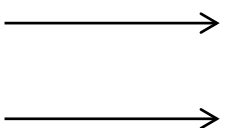
※ クリーンディーゼル車を対象化

対象期間：H24.4.1～H26.3.31
 重課年度：H25年度、H26年度
 （対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

対象期間：H26.4.1～H28.3.31
 重課年度：H27年度、H28年度
 （対象車に該当することとなった翌年度から毎年度）

【重課】

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	税率より概ね 10%重課
新車新規登録から13年を超えている ガソリン車（又はLPG車）	



対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	税率より概ね 15%重課
新車新規登録から13年を超えている ガソリン車（又はLPG車）	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除外。

※1 除外する自動車については現行どおり。
 ※2 バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、現行の重課割合（概ね10%重課）のまま据え置き。

軽自動車税の見直し（案）

○ 原付（第444条第1項第1号）、軽二輪（第2号）及び小型二輪（第3号）

平成27年度分から、標準税率を約1.5倍（最低2,000円）に引き上げ。

車種区分		標準税率	
		現行	改正案
原付	50cc以下	1,000 円	2,000 円
	50cc超90cc以下	1,200 円	2,000 円
	90cc超125cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400 円	3,600 円
小型二輪(250cc超)		4,000 円	6,000 円

○ 軽自動車及び小型特殊自動車（第2号）

① 平成27年度分から、軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引き上げ。

※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用（平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率のまま）。

② 平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入。

車種区分			標準税率		重課税率(②)
			現行	改正案(①)	
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
二輪(再掲)			2,400 円	3,600 円	—

平成25年12月12日
自由民主党
公明党

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(1) 車体課税の見直し

(中略)

消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

1. 法人住民税の交付税原資化

消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化(地方法人税)し、税込額を交付税原資化

○法人住民税法人税割の税率引下げ(標準税率ベース)

(都道府県分) 5.0% → 3.2%(△1.8%)

(市町村分) 12.3% → 9.7%(△2.6%)

○地方法人税の創設

・課税標準：法人税額

・税率：4.4%

・賦課徴収：国(税務署)

*平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

※消費税率10%段階：

「法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める」(平成26年度与党大綱)

2. 地方法人特別税・譲与税の規模縮小

○法人事業税へ3分の1相当を復元

*平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

※消費税率10%段階：

「地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」(平成26年度与党大綱)

給与所得控除に係る議論の経緯

(※) 政府税制調査会答申

○平成12年7月「わが国税制の現状と課題 ―21世紀に向けた国民の参加と選択―」(※)

- ・給与所得者に対して「他の所得との負担調整」といった一定の配慮を加える必要性は薄れてきている
- ・給与所得控除は、今後、「勤務費用の概算控除」としての性格をより重視する方向で、そのあり方について検討を行う必要
- ・主要国の概算控除の水準はわが国に比較して低い
- ・現行の給与所得控除の水準は、給与所得者の必要経費に関する概算的な控除としては相当手厚い

○平成14年6月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(※)

- ・給与所得控除は、給与所得者の必要経費に関する概算的な控除としては説明しきれない高い水準
- ・主要国と比較してわが国では控除額の上限がない点も問題
- ・給与所得控除については、勤務費用の概算控除としての合理的な水準を見極めつつ、縮減を図る方向で検討する必要

○平成15年6月「少子・高齢社会における税制のあり方」(※)

- ・給与所得控除については、勤務に伴う経費の概算控除として明確化すべき

○平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」(※)

- ・被用者特有の事情を画一的にとらえて一律の控除を行うという現行の仕組みを見直し、給与所得者の控除や申告のあり方についても、経費が適切に反映されるような柔軟な仕組みを構築していくべき

○平成19年11月「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(※)

- ・給与所得控除の勤務費用の概算控除の部分については、給与所得者の勤務の実態をより正しく反映する仕組みが望まれる
- ・給与所得控除について控除額に上限が設けられていない仕組みを見直すことが適当

◇平成24年度税制改正

⇒ 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限を設定

○平成24年8月 税制抜本改革法(第7条)

- ・給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する

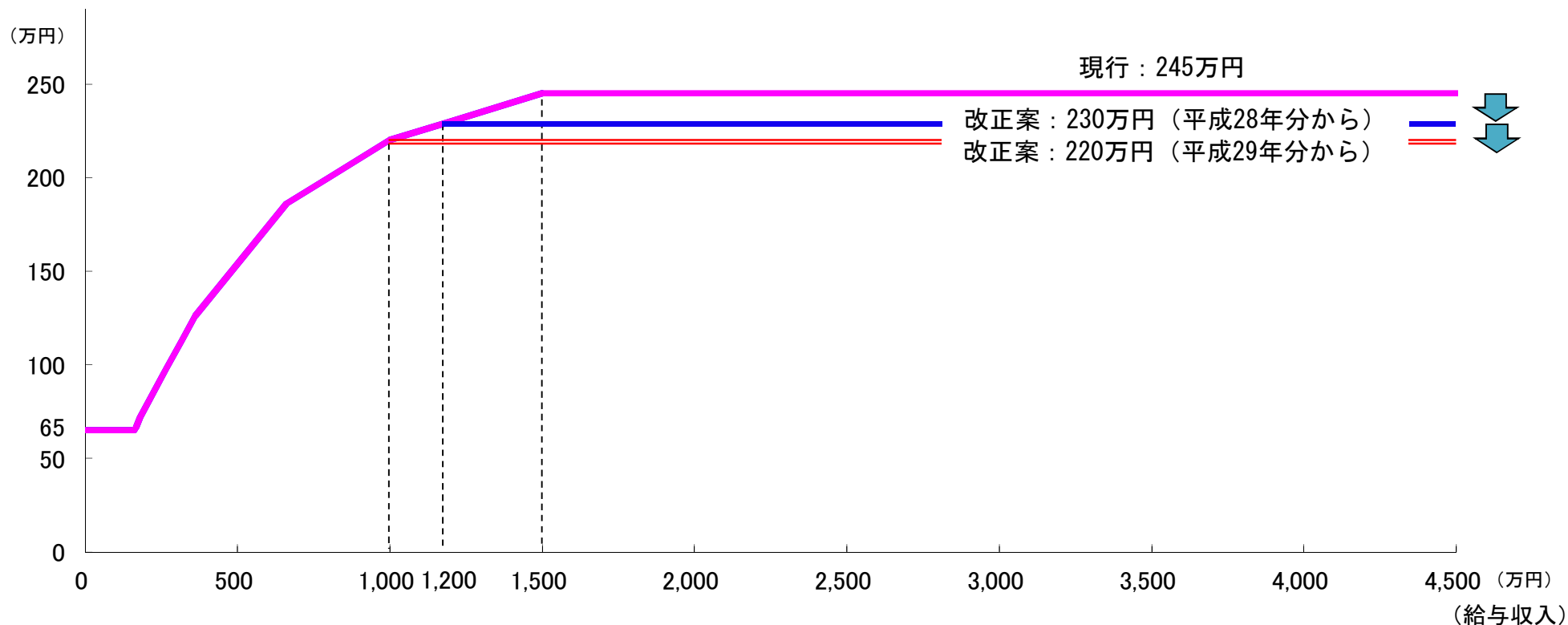
◇平成26年度税制改正(与党大綱)

⇒ 給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を、平成28年より1,200万円(控除額230万円)に、平成29年より1,000万円(控除額220万円)に引下げ

高所得層の給与所得控除の見直し（案）

- 給与所得控除については、給与所得者の必要経費（勤務関係経費と考えられる支出額）に比しても、主要国の水準に比しても過大であり、水準の適正化が必要。
 - このため、控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を次のとおり漸次引き下げる。
 - 平成28年分より 1,200万円（控除額230万円）
 - 平成29年分より 1,000万円（控除額220万円）
- （注） 年分は所得税における年分であり、住民税については次年度分である。

（給与所得控除額）



見直し案による税負担変化（所得税＋住民税）

（単位：万円）

給与収入	現行の税負担	・控除の上限額が適用される給与収入 1,500万円超→1,200万円超 ・控除の上限額 245万円→230万円 とした場合の税負担		・控除の上限額が適用される給与収入 1,200万円超→1,000万円超 ・控除の上限額 230万円→220万円 とした場合の税負担	
	（平成27年分）	（平成28年分）	現行からの 税負担の変化	（平成29年分）	平成28年分からの 税負担の変化
1,000万円	114	114	+0	114	+0
1,200万円	170	170	+0	173	+3
1,500万円	267	274	+7	278	+4
2,000万円	486	492	+7	497	+4
3,000万円	970	978	+8	983	+5
4,000万円	1,479	1,486	+8	1,491	+5
5,000万円	2,011	2,019	+8	2,025	+6
1億円	4,808	4,816	+8	4,822	+6

（注1）夫婦2人（子のうち1人は特定扶養親族、1人は一般扶養親族）の場合として計算している。

（注2）年分は所得税における年分であり、住民税については次年度分である。

V その他

国家戦略特区の税制について（案）

1. 国家戦略特区において、我が国の経済社会の活力の向上等に寄与することが見込まれる事業^(注)を実施する事業者として特区ごとに定められる区域計画に記載された者を支援するための税制を創設。

(注) 内閣府令において、これまでの地方及び民間からの提案を基に、①国際的ビジネス拠点、②医療等の国際的イノベーション拠点又は③革新的な農業等の産業の実践拠点等を形成するものであって、単なる地域支援ではなく、我が国の経済再生に寄与するインパクトのある事業を定める。内閣府令で定める具体的な事業については、政府における検討と併せ、与党税制調査会においても検討する。

2. 設備投資減税（法人税）

特別償却割合	機械装置及び開発研究用器具備品	即時償却（中核事業（注1参照））
		50%（中核事業以外の事業）
	建物及びその附属設備並びに構築物	25%
税額控除割合	機械装置及び開発研究用器具備品	15%
	建物及びその附属設備並びに構築物	8%

(注1) 中核事業とは、イノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくため、特に促進していくべき事業として、次の①から③のいずれにも該当するものを行う事業をいう（内閣府令で規定予定）。

- ① 当該地域に存する人的・物的資源を活用することによって実現できる先端的な取組。
- ② 革新的な技術開発による国民生活の改善や、新規産業・新規市場の創出につながる取組。
- ③ 他の地域に広くメリットが波及する取組。

(注2) 中核事業は、まずは、先端的技術を活用した医療等医療分野を対象とする。更に、特区の具体的な内容についての検討が進んだ段階において、関係者の合意を得て、必要に応じて追加される。

3. 研究開発税制の特例（法人税）

上記2. の即時償却の対象となる研究開発用設備の減価償却費については、研究開発税制における特別試験研究費とみなす（税額控除割合12%）。

(注) 国家戦略特区における税制措置の全体像については、特区における事業の具体的内容等が決まった後に、検討が必要。

国家戦略特区における措置(案)

(地方税関係)

国家戦略特区

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進。

税制上の措置(案)

<地方税> ○ 設備投資減税の特別償却について、国税に準じた措置(法人住民税・法人事業税)

○ 固定資産税の特例措置の創設

- ・ 特定中核事業のうち医療分野における収益性の低い研究開発の用に供する一定の設備(法人税の即時償却の対象となるものに限る。)について、**3年度分、課税標準を価格の1/2**

<国税> ○ 設備投資減税の創設(法人税)

- ・ 特定事業の用に供する一定の機械装置等(建物等)について、特別償却50%(25%)又は税額控除15%(8%)
- ・ 特定中核事業の用に供する一定の機械装置等については、即時償却

○ 研究開発税制(法人税)

- ・ 即時償却の対象となる開発研究用設備の減価償却費を特別試験研究費(税額控除12%)とみなす 等

規制の特例措置

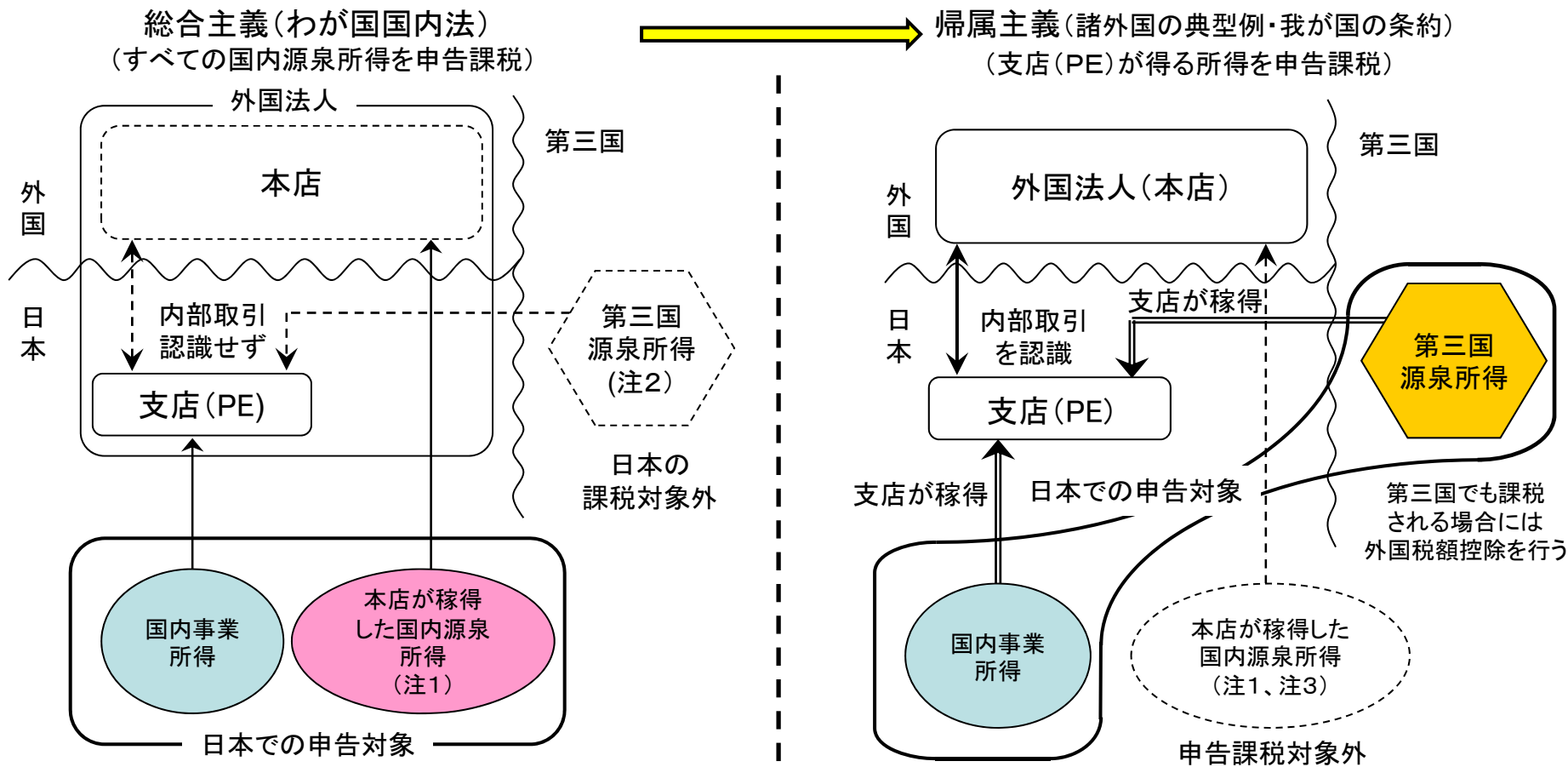
○ 国家戦略特区計画の内閣総理大臣の認定により、規制の特例措置を適用。

金融支援

○ ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な資金の貸付けに対し、利子補給金を支給。

国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）（案）

- 外国法人等の支店（PE）が得る所得については、支店（PE）が本店から分離・独立した企業であったとした場合に得られる所得とするとともに、本店と支店（PE）との間の内部取引を認識する。
- 支店（PE）が第三国で得る所得について、日本と第三国の両方から課税されて二重課税が生じる場合、その二重課税を排除するために新たに支店（PE）のための外国税額控除制度を創設する。



(注1)本店が支店(PE)を介さずに行う直接投資等
 (注2)支店(PE)が行う国外投融資で第三国において課税されているもの
 (注3)原則として源泉徴収で課税関係終了